

令和8年度青森県業務用商品づくり研究会運営業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度青森県業務用商品づくり研究会運営業務（以下「委託業務」という。）

2 委託業務の目的

大ロット及び人手不足に対応した利便性の高い加工食品等の県外ニーズに対応するため、食品事業者及び支援機関で構成される研究会において、市場ニーズの把握、事業者間の連携、流通体制の構築等により製造及び販路開拓に関する課題に取り組み、県内における食品加工体制の強化を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務の内容

(1) 研究会事務局の運営

食品事業者（県内卸、食品製造業者、ホテル・外食関係者、農業法人、生産者団体等）及び支援機関（県関係部署、県産業技術センター、21あおもり産業総合支援センター、市町村、金融機関等）を構成員として、市場ニーズに対応した業務用商品づくりに係る研究会を発足し、年2回以上開催する。

開催に当たっては、受託者が事務局となり、開催日時の調整や、会場の手配、開催案内及び研究会資料作成を行うほか、会場借上料等の経費負担や事務処理を行う（研究会員の募集及び開催通知、基調講演等を依頼する講師への謝金については、県が直接手続きを行う）。

研究内容は、大ロット及び人手不足に対応した利便性の高い加工食品等の県外ニーズ等に対応した業務用商品開発について、検討や提案を行うものとする。

(2) プロジェクトの支援

研究会事務局は県が別途委託するモデル実証に関するプロジェクトチームを対象に、プロジェクトチームから要請があった場合には、課題の整理等の支援を行う。

(3) 報告書の作成

研究会開催後、その都度15営業日以内に会議録を作成し、青森県に提出する。本委託業務の完了後、令和9年3月31日（水）までに成果報告書を作成し、青森県に提出する（様式は任意）。

5 留意事項

4の取組を遂行するに当たり、以下のことに留意して業務を進めること。

(1) 担当者の決定・報告

受注者は、青森県との委託業務に関する契約締結後、1週間以内に当業務に携わる

担当者を決定し、青森県へ報告すること（様式は任意）。

(2) 業務の遂行について

業務の実施に当たって、受注者は青森県と十分な連絡調整を行うこと。

6 報告

受注者は、本委託業務の完了後、令和9年3月31日（水）までに以下の資料を作成し、青森県農林水産部食ブランド・流通推進課に提出する（様式は任意）。

(1) 業務実施報告書

(2) 本委託業務において作成した資料等

7 その他

本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、青森県と協議の上、決定すること。